

〔指定管理者制度導入施設〕〔A調書〕

事業評価調書〔途中評価〕（平成29年度）

1. 施設の名称等

施設名称	長崎港福田マリナー及び長崎出島ハーバー	事業所管	土木部	港湾課
所在地	長崎市福田本町	課（室）長名	近藤 薫	
総合計画上の位置づけ	基本戦略	10	にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する	
	施策	(3)	インフラの長寿命化の推進	
	事業群		インフラの戦略的な維持管理、更新の推進	

2. 施設の概要

設置年月日	平成5年6月16日
設置法令等	長崎県港湾管理条例（昭和51年3月19日）
設置目的	(1)福田マリナー 海洋性レクリエーションの普及及び県民に開かれたウォーターフロントの形成を図るための公共マリナーとして、また、豊かな自然空間を構成し、かつ県民の憩いと交流の場として活用を図る。 (2)出島ハーバー 都心部のビジター艇のアクセスの場及び県民が海洋レジャーを身近に体験する場とするとともに、豊かな賑わいの空間の創出を図る。
利用対象者等	主な利用対象者：県民及び県外観光客 休業日 火曜日 開業時間 (1)福田マリナー（4～9月）9～18時（10～3月）9～17時 (2)出島ハーバー（4～9月）9～19時（10～3月）9～18時
施設内容	(1)福田マリナー 浮桟橋4基、桟橋110m、ボートヤード及びディングーヤード11,570㎡、船揚場45m、上下架施設1基、物揚場60m、マリナー環境整備施設1,896.71㎡、修理工場268.92㎡、マリナー用駐車場80区画、緑地（運動広場8,000㎡、多目的広場5,600㎡、公園12,400㎡、駐車場135区画及び臨港道路520m）及び管理事務所（県設置） (2)出島ハーバー 浮桟橋2基及び管理事務所（出島ワーフから借上げ）
施設の利用料金体系	(1)福田マリナー 浮桟橋・桟橋 年間契約料金 艇長20～51ft 180,000～612,000円/年 浮桟橋・桟橋 ビジター料金 1,300～2,500円/4時間 24時間係留 2,500～5,000円/24時間 12,500～25,000円/1週間 45,000～90,000円/1ヶ月 121,000～248,000円/3ヶ月 198,000～430,000円/6ヶ月 陸上保管場（ヤード） 艇長20～51ft 上下架込 222,000～826,800円/年 上下架別 162,000～550,800円/年 船揚場（スロープ） 1,000円/回 上下架施設 艇長20～51ft 3,000～23,000円/往復（契約艇） 4,500～35,000円/往復（ビジター艇） 船台 艇長20～51ft 2,000～8,000円/日 給水施設 500円/時間（契約艇は1時間無料） 給電施設（契約艇は無料） 500円/時間 マリナー環境整備施設（常時利用）月額：単価×使用面積㎡+消費税等 単価：月額1,356円/㎡ マリナー環境整備施設（随時利用）月額：単価×使用面積㎡×使用日数÷30日+消費税 単価：月額1,356円/㎡ 港湾施設用地（増築部分）月額：単価×使用面積㎡+消費税等 単価：月額149円/㎡ シャワー・風呂（契約艇は無料）1人につき 屋外 100円/回 屋内 200円/回 風呂 500円/回 運動広場（公的、町内会の利用は無料） 3,000円/半日 5,000円/日 多目的広場（公的、町内会の利用は無料） 3,000円/半日 5,000円/日 施設内における業としての撮影行為 30,000円/回 (2)出島ハーバー 係留施設（浮桟橋等） 1,300～2,500円/4時間 2,500～5,000円/4時間 12,500～25,000円/1週間 45,000～90,000円/1ヶ月 121,000～248,000円/3ヶ月 198,000～430,000円/6ヶ月 180,000～612,000円/年（20～51ft） 登録カード作成料 1枚あたり 1,000円
類似施設の設置状況	早岐港ハウステンボスマリナー及びハウステンボスハーバー（H28） 利用隻数 マリナー 148隻、ハーバー 7,955隻 指定管理者導入時期 平成23年4月1日 管理運営負担金 15,000千円

県 予 算	区 分 (単位：千円)			平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (計画)
	財源	国 庫						
		その他 ()						
		一般財源	16,763	32,978	19,701	21,220	24,656	
		事業費＜A＞	16,763	32,978	19,701	21,220	24,656	
	内 訳	管理運営負担金	13,864	17,410	13,498	14,656	17,778	
		その他 ()	2,899	15,568	6,203	6,564	6,878	
			人件費＜B＞					
	合計＜C＝A＋B＞			16,763	32,978	19,701	21,220	24,656
	単位あたりコスト							
(説明)「								

指定管理者の 名称等	所在地 名 称 長崎市福田本町1 8 9 2 長崎サンセットマリーナ株式会社		代表者氏名 代表取締役 佐野 太一		
指定期間	平成 2 6 年4月1日 ~ 平成 3 1 年3月3 1 日				
業 務	施設（設備）の維持・修繕等				
利用料金制	■ 導入済	未導入	選定方法	■ 公募	非公募

成果指標の達成状況	マリーナ利用隻数（年間保管）			（目標値の根拠） 施設の利活用の促進を図るため、年間の利用隻数を事業計画以上とする。 施設を安全な状態に維持する。		< 28年度実施における変更点 >		
	ハーバー利用隻数（年間保管）							
	施設内での管理瑕疵による事故発生件数							
	実績			平成25年度（実績）	平成26年度（実績）	平成27年度（実績）	平成28年度（実績）	平成29年度（計画）
		単位						
	a	目標値	隻			125	142	152
	b	実績値	隻			142	152	
	c	達成率b/a	%			113	107	
	a	目標値	隻			13	11	10
	b	実績値	隻			11	10	
c	達成率b/a	%			84	90		
a	目標値	件			0	0	0	
b	実績値	件			0	0		
c	達成率b/a	%			100	100	100	
指定管理者の収支状況		事業計画（H28）		平成25年度（実績）	平成26年度（実績）	平成27年度（実績）	平成28年度（実績）	平成29年度（計画）
		（千円）	実績 - 計画					
収入	利用料金	63,085	829	107,856	62,887	63,746	63,914	63,119
	県負担金	21,220	0	13,864	17,410	19,701	21,220	24,656
	その他	38,963	33,189	2,385	58,298	62,545	72,152	45,611
	計a	123,268	34,018	124,105	138,595	145,992	157,286	133,386
支出b		123,268	22,167	119,789	133,717	136,730	145,435	133,386
うち人件費		30,382	6,564	41,637	36,600	40,889	36,946	39,039
収支a-b		0	11,851	4,316	4,878	9,262	11,851	0
配置職員数（人）		常勤 12 非常勤 1	常勤 -1 非常勤	常勤 11 非常勤 1	常勤 11 非常勤 1	常勤 11 非常勤 1	常勤 11 非常勤 1	常勤 11 非常勤 1

表その２：管理運営負担金の対象事業を定めている場合は、次の表を使用する。

5. 平成28年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況

< 指定管理者実施分 >
施設の維持管理に関する業務として、エネルギー及び通信関係の受給契約、施設の維持補修及び修繕、警備、清掃、植生管理、設備の維持管理業務を事業計画に沿って適正に行う。
マリーナの運営に関する業務として、施設の利用許可、船艇の受入れ、船艇の保管、船艇の上下架、出帰港に関する業務、通信手段の確保、搜索要請、給水・給電・給油に関する業務、船艇の修理・点検・検査等に関する業務、駐車場の利用に関する業務などを適正に行う。
ハーバーの運営に関する業務として、施設の利用許可及び届出受理、施設の利用者対応、施設の利用規制、施設の利用調整、施設の防火管理などの業務を適正に行う。
施設の利用促進に関する業務として、広報活動、自主事業等を通して、施設の普及利用の向上に努める。

< 県実施分 >
指定管理者について毎月の業務報告を通じて適正に指導、評価する。

< 指定管理者実施分 >
施設の維持管理に関する業務として、エネルギー及び通信関係の受給契約、施設の維持補修及び修繕、警備、清掃、植生管理、設備の維持管理業務が事業計画に沿って適正に行われた。
マリーナの運営に関する業務として、施設の利用許可、船艇の受入れ、船艇の保管、船艇の上下架、出帰港に関する業務、通信手段の確保、搜索要請、給水・給電・給油に関する業務、船艇の修理・点検・検査等に関する業務、駐車場の利用に関する業務などが適正に行われた。
ハーバーの運営に関する業務として、施設の利用許可及び届出受理、施設の利用者対応、施設の利用規制、施設の利用調整、施設の防火管理などの業務が適正に行われた。
指定管理者のＨＰなどを通じて、施設の利用促進に関する業務として、広報活動、自主事業等を通して、施設の普及利用の向上に努めた。

< 県実施分 >
指定管理者について毎月の業務報告を通じて適正に指導、評価することができた。

検 証

○ 管理運営業務は、事業計画に沿って適正に実施された。
○ 地域に開かれた施設として、ヨットの無料体験クルージング、地域の夏祭りや釣り大会など様々なイベントが実施され、利用者の満足度の向上につながった。

収支計画・実績

< 指定管理者実施分 >

(単位：千円)

主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等
収入 a	123,268	157,286	
利用料金	63,085	63,914	
県負担	21,220	21,220	
その他	38,963	72,152	福田マリーナでの自主事業収入の増加による
支出 b	123,268	145,435	
人件費	30,382	36,946	自主事業増による就業時間の延長等による増
維持費	92,886	108,489	福田マリーナでの自主事業経費及び保守点検料が増加したため
収支a-b	0	11,851	

< 県実施分 >

検 証

○ 計画に沿った利用料金収入を確保した。

指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価

A

(説明)
○ 指定管理者制度の導入により、指定管理者は施設の維持修繕、利用許可等の管理権限を主体的に発揮することにより、当マリーナ及びハーバーの管理について効率的かつ効果的に行うことが可能となり、施設の利用促進が図られた。
○ 維持管理の充実が図られ、管理瑕疵による事故もなく、施設の目的に即し成果を上げている。今後も適正な施設の維持管理とともに、利用者に対するサービス向上に向けて、指定管理者と設置者が一体となって取り組む必要がある。

6. 平成29年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容

7. 平成29年度事業の評価

指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視点		評価	判定理由
	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。		a	利用者サービスの向上や適正な管理に取り組み、船艇保管等の利用収入もほぼ前年並みとなっている。
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。		a	イベント時は施設を地域住民に広く開放、公平かつ平等な利用を確保している。
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。		a	公共マリーナとして、また、公共港湾施設として、利用者サービスの向上が図られている。
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。		a	施設の維持補修、修繕、警備、清掃、植生管理等その他施設の維持管理について適切に行われている。
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。		a	ハーバー利用料金収入が計画通り確保され、一定の成果が出ている。
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。		a	管理コストの縮減に努めながら、維持管理の充実を図り、維持管理費の削減につなげている。人件費に関してもほぼ計画どおりとなっている。
(その他の観点) 評価区分 (a : 行われている b : 一部行われていない c : 行われていない)				
施設の在り方についての評価	視点		評価	理由
	必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている	公共マリーナとして、また、公共係留施設、公共旅客施設、県民の憩いと交流の場など公共港湾施設としてニーズは高まっている。
		・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	■ a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない	良好な施設管理やイベント開催及び県民や観光客の憩いの場として、ますます重要となっている。
		・市町または民間に移管・移譲することが適当(可能)ではないか。	■ a. 適当(可能)でない b. 一部適当(可能)でない c. 適当(可能)である	単一市町住民の利用ではなく、県民や県外の観光客に広く利用されており、市への移譲は困難。また、公共性が高く民間移譲は困難。
	効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない	指定管理者のコスト削減努力により、県は最小限の負担により、適切な維持管理を実現している。
		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる	直営管理や管理委託では現在のようなコスト縮減と維持管理、サービス提供は実現できない。
	有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない	県民に開かれ公共マリーナとして、また、公共係留施設、公共旅客施設、県民の憩いと交流の場など公共港湾施設として、指定管理者制度は設置目的に十分に寄与している。
		・事業効果をさらに上げる余地はないか。	■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある	利用率及び収支とも優秀な成果を上げており、これ以上の成果を期待するのは難しい。
	(その他の観点)			

8. 平成30年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
(説明: 30年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容) ○ 指定管理者制度の導入により、顧客満足度向上のための取り組み(船体メンテナンス等)と施設利用の促進が図られ、また県の経費負担が抑制されるといった効果が得られている。 ○ 自主事業の収入増が顕著であるためより一層の充実を図り、施設の魅力アップにつなげていく。 ○ 今後もより質の高い維持管理を目指し、設置者として、日常的な点検、指導に努めていく。 ○ 利用隻数の増に向けて、広報活動を積極的に行い自助努力を実施していく。 (上段に加え、成果指標達成状況が「未達成」であるのに現状維持の場合はその理由を以下に記載)				